

上尾市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

## 上尾市規則第 5 2 号

上尾市庁舎管理規則の一部を改正する規則

上尾市庁舎管理規則（平成 3 年上尾市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「課等」を「課所」に、「定める課及び」を「掲げる課及びセンター並びに同条第 2 項各号掲げる課内室及び課内センター並びに」に、「議会事務局の課」を「議会事務局」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 課所の長 前号に掲げる課所の長（議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局にあつては、当該課所の長が指名する者）をいう。

第 3 条第 2 項中「課等」を「課所」に改める。

第 4 条第 3 号中「整とん」を「整頓」に改める。

第 6 条第 1 項ただし書中「ただし、」の次に「市長又は」を加え、同条第 2 項中「当直員」の次に「その他の庁舎の警備業務を行う者」を加える。

第 6 条の 2 の見出し中「事務室」を「事務室等」に改め、同条第 1 項中「事務室」を「事務室、会議室、倉庫、庁舎の設備に関連する室等（次項において「事務室等」という。）」に改め、同条第 2 項中「事務室」を「事務室等」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（会議室等の利用管理）

第 6 条の 3 会議室その他の事務作業室（事務室を除く。）（次項において「会議室等」という。）の利用管理は、グループウェアシステム（職員相互の情報の共有のために市が調達した情報システムをいう。）により行うものとする。ただし、他の手段により利用管理されている場合は、この限りでない。

2 庁舎管理者は、会議室等を専用的に使用させることが適当と認められる課所に当該会議室等の利用管理をさせることができる。

（議事堂及び市議会関係の各室の利用管理）

第6条の4 本庁舎の庁舎管理者は、議会事務局に議事堂及び市議会関係の各室の利用管理をさせることができる。

第7条第1項第5号を削り、同条第2項中「及び第5号」を削り、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 庁舎管理者は、第1項の許可を受けようとする行為が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないものとする。

- (1) 第9条各号に掲げる行為に該当するおそれがあると認めるとき。
- (2) 市の業務に支障が生じるおそれがあると認めるとき。
- (3) 来庁者又は近隣の迷惑となるおそれがあると認めるとき。
- (4) 反社会的な活動を行う団体の行為であると認めるとき。
- (5) 特定の宗教的又は政治的な活動に加担するおそれがあると認めるとき。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、庁舎管理上支障が生じるおそれがあると認めるとき。

第8条第1項中「課等」を「課所」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第4項の規定は、第1項の承認について準用する。

第9条中第9号を削り、第8号を第13号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (9) 正当な理由なく庁舎内に長時間留まり、又は居座ること。
- (10) 市の業務に支障があり、又は他人の権利を侵害するおそれのある撮影、録音、録画及び撮影した画像、動画、音声等の放送その他これらに類する行為をすること。
- (11) 立入りを禁止した区域に立ち入ること。
- (12) 所定の場所以外に自動車、自転車等を乗り入れ、又は駐車すること。

第9条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 喫煙し、又は火気を取り扱うこと。

第9条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 泥酔等により他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

第10条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項又は

前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 課所の長は、前条の規定に違反した者又はそのおそれが明らかである者に対し、当該行為を制止し、庁舎から退去又は物件の撤去を命じることができる。この場合において、課所の長は、庁舎管理者にその旨を報告するものとする。

第11条中「市長」を「庁舎管理者」に改める。

第12条中「課等」を「課所」に、「盗難又は物件」を「庁舎」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の上尾市庁舎管理規則（以下「新規則」という。）第10条第2項及び第3項の規定は、この規則の施行の日以後にする措置について適用し、同日前にする措置については、なお従前の例による。